

様式9自動計算機能付 Excel 表ご利用の手引き (2024(令和6)年診療報酬改定対応版)

2024(令和6)年6月 全国保険医団体連合会
2025年5月16日一部修正

【更新履歴】

●2025年5月16日

4月25日に、14頁、15頁、18頁、20頁の看護補助体制充実加算の計算式を間違っていたため、修正しなおした。

●2025年4月25日(20頁)

療養病棟で病室単位の地域包括ケア入院医療管理料かつ注4に規定する看護補助者配置加算・注5の看護補助体制充実加算を届け出る場合の取扱いについて、療養病棟における人員配置の25対1の記載が残っていたため、削除・修正した。

●2025年4月11日(24頁参照)

特定入院料のうち、A306 特殊疾患入院医療管理料、A309 特殊疾患病棟入院料、A312 精神療養病棟入院料、A318 地域移行機能強化病棟入院料で使用するエクセル表「24_9tokutei_plusHojo」の③-1 看護要員中の看護職員の比率と、③-2 看護職員中の看護師の比率欄の入力の留意点を追加した。

●2024年6月11日一部修正

① 14頁、15頁、18頁、20頁の看護補助体制充実加算の計算について、わかりやすくするために表現を追加・変更した。

② 30頁、33～34頁の研修や会議の時間の取扱いについて、令和6年3月28日付厚生労働省事務連絡「疑義解釈の送付について(その1)」の医科診療報酬点数表関係(問25)を反映した。

【ご注意】

- 病院が自院の管理のために活用される場合を除き、「様式9自動計算機能付 Excel 表」及び、「ご利用の手引き」「FAQ」の利用・再配布・二次利用等は許可していません。
- ダウンロードした際に、様式の前面に表示される注意書きは、内容をご確認の上、以下の方法で削除してからご利用ください。なお、技術情報保護および誤入力防止のため Excel 表のシート保護にパスワードを設定しています。パスワードの開示予定はありません。ご了承ください。

①注意書きをクリック

②右クリックメニューの「切り取り」、または Delete キーか BackSpace キーを押す

目次

I. 様式9自動計算機能付 Excel 表ご利用前の留意点	5
1. 様式9自動計算機能付 Excel 表の行・列の削除及び挿入の禁止について(5頁)	
2. 入院料の種別と使用する Excel 表(6頁)	
3. 月平均夜勤時間数の計算期間を4週間単位とする場合の取扱い(9頁)	
4. 入院料届出の基本的考え方(10頁)	
5. 入院基料の届出要件と届出先(10頁)	
(1) 入院料の届出要件に関する厚生労働省の告示・通知(10頁)	
(2) 入院料の届出様式(11頁)	
(3) 警告メッセージの非表示(11頁)	

- (4) 様式の前面に表示される注意書きは、内容をご確認の上、以下の方法で削除してからご利用ください。(11頁)

Ⅱ. 様式9 Excel 表入力方法について 12

【入力の手順】 12

- (1) 「作成年月日」欄 (12頁)
(2) 「保険医療機関名」欄 (12頁)

1. 入院基本料・特定入院料の届出 12

- (3) 「届出入院基本料・特定入院料等(届出区分)」欄 (12頁)
(4) 「☐ 病棟ごとの届出」欄 (12頁)
(5) 「本届出の病棟数」欄 (12頁)
(6) 「本届出の病床数」欄 (12頁)
(7) 「☐ 入院基本料等の届出区分の変更なし」欄 (12頁)

2. 看護要員の配置に係る加算の届出 13

- (1) A101 療養病棟入院基本料の「夜間看護加算」、「看護補助体制充実加算」(13頁)
(2) A106 障害者施設等入院基本料の「看護補助加算」、「看護補助体制充実加算」(14頁)
(3) A207-3 急性期看護補助体制加算 (15頁)
(4) A207-4 看護職員夜間配置加算 (15頁)
(5) A213 看護配置加算 (16頁)
(6) A214 看護補助加算 (16頁)
(7) A304 地域包括医療病棟入院料 (17頁)
(8) A307 小児入院医療管理料の「看護補助加算」、「看護補助体制充実加算」(18頁)
(9) A308-3 地域包括ケア病棟入院料 (19頁)
(10) A311 精神科救急入院料の注5「看護職員夜間配置加算」(21頁)
(11) A311-3 精神科救急・合併症入院料の注4「看護職員夜間配置加算」(21頁)
(12) A314 認知症治療病棟入院料の注3「認知症夜間対応加算」(22頁)

3. 入院患者の数及び看護要員の数 22

- ① 1日平均入院患者数〔A〕(22頁)
② 月平均1日当たり看護職員配置数 (23頁)
③ 看護職員中の看護師の比率 (24頁)
④ 平均在院日数 (25頁)
⑤ 夜勤時間帯(16時間) (25頁)
⑥ 月平均夜勤時間数 (25頁)
⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 (27頁)
⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 (27頁)
⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 (28頁)
⑩ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助配置数 (28頁)
⑪ 月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 (28頁)
年 月 (29頁)

今月の稼働日数（２９頁）

４．勤務実績表（看護職員表）…………… ３０
【はじめに】（３０頁）

４-１ 「看護職員表」の入力の手順…………… ３０

- （１）「種別」欄（３０頁）
- （２）「病棟名」欄（３１頁）
- （３）「氏名」欄（３１頁）
- （４）「雇用・勤務形態」欄（３１頁）
- （５）「夜勤の有無」欄（３１頁）
- （６）「夜勤従事者数への計上」欄（３２頁）
- （７）「日付別の勤務時間数」欄（３２頁）
- （８）右端の「月延べ勤務時間数」欄（３４頁）
- （９）右端の「再掲」月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」欄（３４頁）
- （１０）「職種別月勤務時間数」欄（３４頁）

４-２ 「看護補助者表」の入力の手順…………… ３４

- （１）看護補助者の配置を評価する点数（３４頁）
- （２）「看護補助者の業務」以外の欄（３５頁）
- （３）「看護補助者の業務」欄（３５頁）

４-３ 「その他職員表」の入力の手順

（A315 精神科地域包括ケア病棟入院料に限る）…………… ３５

- （１）その他職員（作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師）の配置を評価する点数（３５頁）
- （２）「その他職員表」への計上（３５頁）

５．集計欄（その１）…………… ３６

- （１）「夜勤従事者数（夜勤ありの職員数）〔B〕」欄（３６頁）
- （２）「月延べ勤務時間数（C）（上段と中段の計）」欄（３６頁）
- （３）「月延べ夜勤時間数」〔D－E〕欄（３６頁）
- （４）「月延べ夜勤時間数（D）（中段の計）」欄（３６頁）
- （５）「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数〔E〕」欄（３６頁）
- （６）「（再掲）主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔F〕」欄（３６頁）
- （７）「１日看護配置数（必要数）」欄（３６頁）
- （８）「月平均１日当たり看護配置数」欄（３６頁）
- （９）「主として事務的業務を行う看護補助者配置数（上限）」欄（３７頁）
- （１０）「月平均１日当たりの主として事務的業務を行う看護補助配置数」欄（３７頁）

６．勤務体制及び申し送り時間欄…………… ３７

７．集計欄（その２）…………… ３７

〔急性期看護補助体制加算・看護補助加算を届け出る場合の看護補助者の算出方法〕

- （１）「看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計」〔G〕欄（３７頁）

- (2) 「みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計」〔H〕欄（37頁）
- (3) 「看護補助者のみの月延べ夜勤時間数の計」〔I〕欄（38頁）
- (4) 「1日看護補助配置数〔J〕欄（38頁）
- (5) 「月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし補助者含む）」欄（38頁）
- (6) 「月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者除く）〔K〕」欄（38頁）
- (7) 「夜間看護補助配置数（必要数）」欄（38頁）
- (8) 「月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」欄（39頁）
- (9) 「看護補助者（みなし看護補助者を含む）の最小必要数に対する看護補助者（みなし看護補助者を除く）の割合％」欄（39頁）

8. 集計欄（その3） 39

[看護職員配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合の看護職員数の算出方法]

- (1) 「1日看護職員配置数（必要数）〔L〕」欄（39頁）
- (2) 「月平均1日当たり看護職員配置数」（39頁）
- (3) 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置（39頁）

I. 様式9自動計算機能付 Excel 表ご利用前の留意点

1. 様式9自動計算機能付 Excel 表の行・列の削除及び挿入の禁止について

利用規定を承認した上で、入院料の種別に応じた様式9自動計算機能付 Excel 表をデスクトップにダウンロードしてください。

病院が自院の管理のために活用される場合は、利用料・手数料などの費用請求は発生しませんが、これ以外の目的での様式9自動計算機能付 Excel 表（「ご利用の手引き」、「FAQ」を含む）の利用や再配布、二次利用などは許可していません。

ダウンロードの際には、念のためウィルスチェックを行ってください。

自動計算機能付 Excel 表は、利用される方の責任においてご使用ください。

なお、自動計算機能付 Excel 表の欄の削除や挿入などの改変を行った場合は、自動計算ができなくなりますので行わないでください。

ただし、次の手順で不要なセルを非表示にすることは可能です。この場合、「非表示」としたセルは印刷もされません。非表示とする場合は、非表示部分にデータがないことを必ず確認してください。

- ① 様式9 Excel 表で不要な行を選択し、マウスを右クリックする。
- ② プルダウンメニューで下の方に出てくる「非表示」をクリックする。（様式9 Excel のバージョンや環境設定により、「非表示」のメニュー表現が「表示しない」「行の非表示」などとなっている場合があります）
- ③ 再表示にするためには、非表示部分をまたいでセルを選択し、マウスを右クリックして「再表示」をクリックください。

ホームページで無償提供している様式9 Excel 表の勤務実績表の欄を超える看護職員・看護補助者を管理することはできません。また、病院で作成している勤務シフト表を様式9 Excel 表に取り込むことはできません。

なお、「+CALCS（たすカルクス）」は病院で作成している勤務シフト表を様式9 Excel 表に取り込み、職員数にあわせて Excel 表の行数が自動で増減するもので、20 日間の無料体験が可能です。無料体験で作成した Excel 表はダウンロードしてその後も利用できます。



<https://products.ndis.jp/calcs/>

【ご案内】

※ 全国保険医団体連合会では、保険医協会・保険医会の会員がおられる病院を対象として、下記の書籍を発行しております。書籍のお申し込み及び、入会のお問い合わせ・資料請求は、各都道府県保険医協会・保険医会に照会ください。

○点数表改定のポイント [診療報酬改定年の3月下旬]

○診療報酬常用点数早見表（診療所用／病院用） [診療報酬改定年の4月下旬]

○新点数 Q&A－レセプトの記載－ [診療報酬改定年の4月下旬]

※診療報酬単独改定年は新点数Q & A、介護報酬単独改定年は介護報酬Q & Aとして発行

- 保険診療の手引 [診療報酬改定年の7月下旬]
 - 届出医療の活用と留意点－施設基準・人員基準の手引－ [診療報酬改定年の9月上旬]
 - 在宅医療点数の手引 [診療報酬改定年の9月下旬]
 - 公費負担医療等の手引 [診療報酬改定の翌年の7月下旬]
 - 医療系介護報酬改定のポイント [介護報酬改定年の3月下旬]
 - 保険医のための審査、指導、監査対策 [不定期]
 - 医療安全管理対策の基礎知識 [不定期]
- 冊子のご案内は、下記ホームページを参照ください。

<https://hodaanren.doc-net.or.jp/publication/books/>

2. 入院料の種別と使用する Excel 表

入院基本料と特定入院料を届け出る様式9は1種類だけですが、看護要員数と計算式が入院料によって異なることから、下記に掲げる10種類14区分の様式9 Excel 表を用意しています。また下記を届け出る場合は、様式9に加えて、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2参照）を添付する必要があります。なお、様式9の2とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式9の2に替えて提出しても差し支えないとされています。

- ・A101 療養病棟入院基本料の注12「夜間看護加算」・注13「看護補助体制充実加算」
- ・A207-4 看護職員夜間配置加算
- ・A304 地域包括医療病棟入院料の注9「看護職員夜間配置加算」
- ・A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注8「看護職員夜間配置加算」
- ・A311 精神科救急入院料の注4「看護職員夜間配置加算」
- ・A311-3 精神科救急・合併症入院料の注4「看護職員夜間配置加算」

1. 入院基本料

(1) 一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料）

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9ns100.xls
看護職員 300 名・看護補助者 300 名	24_9ns300.xls
看護職員 1000 名・看護補助者 300 名	24_9ns1000.xls

(2) 療養病棟入院基本料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9ryoyo.xls

(3) 一般病棟・療養病棟以外の入院基本料（結核、精神、特定機能、専門、障害者等）

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9ns_etc100.xls
看護職員 300 名・看護補助者 300 名	24_9ns_etc300.xls

看護職員 1000 名・看護補助者 300 名	24_9ns_etc1000.xls
-------------------------	--------------------

※障害者等入院基本料で重度の肢体不自由児（者）等を概ね 7 割以上入院させている 13 対 1、15 対 1 病棟は、看護職員＋看護補助者が 10 対 1 以上である必要があります。しかし、上記 Excel 表では、この要件を満たすことの確認はできません。13 対 1、15 対 1 病棟で、看護職員＋看護補助者が 10 対 1 以上である必要のある障害者等入院基本料病棟は、上記 Excel 表と併せて、下記 2 の（2）の 22_9tokutei_PlusHojo.xls を併せて作成して下さい。なお、基本的な要件は上記 Excel 表で確認した上で、22_9tokutei_PlusHojo.xls では看護＋看護補助 10 対 1 を満たしているかどうかを判断します。

2. 特定入院料（看護職員と看護補助者の配置数の算入の仕方で分けています）

（1）看護職員の配置数と、看護補助者の配置数が別に定められている下記の点数

A305 一類感染症患者入院医療管理料、A307 小児入院医療管理料、A308 回復期リハビリテーション病棟入院料、A310 緩和ケア病棟入院料、A311 精神科救急急性期医療入院料、A311-2 精神科急性期治療病棟入院料、A311-3 精神科・救急合併症入院料、A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料、A314 認知症治療病棟入院料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9tokutei.xls

（2）看護職員及び看護補助者の合計の配置数が定められている下記の点数

A306 特殊疾患入院医療管理料、A309 特殊疾患病棟入院料、A312 精神療養病棟入院料、A318 地域移行機能強化病棟入院料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9tokutei_plusHojo.xls

（3）A308-3 地域包括ケア病棟入院料（病室単位の地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合を含む。ただし、療養病棟で地域包括ケア入院医療管理料かつ注 4 に規定する看護補助者配置加算・注 5 に規定する看護補助体制充実加算を届け出る場合は、下記（3-2）で届け出る）

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9chiiki.xls

※ 病室単位の地域包括ケア入院医療管理料を届け出る場合は、地域包括ケア入院医療管理料を有する病棟の様式 9 は上記 Excel 表を作成し、当該病棟を含む入院基本料について別途一般病棟又は療養病棟の様式 9 Excel 表を作成します。

（3-2）A308-3 地域包括ケア病棟入院料（療養病棟で病室単位の地域包括ケア入院医療管理料かつ注 4 に規定する看護補助者配置加算・注 5 に規定する看護補助体制充実加算を届け出る場合に限る）

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9chiiki_ryoyo_hojokasan.xls

※病室単位の地域包括ケア入院医療管理料を届け出る場合は、地域包括ケア入院医療管理料を有する病棟の様式 9 は上記 Excel 表を作成し、当該病棟を含む入院基本料について別途療養病棟の様式 9 Excel 表を作成します。「療養病棟で病室単位の地

域包括ケア入院医療料かつ看護補助者配置加算を届け出る場合」は計算が異なりますので、上記 Excel 表を作成してください。

(4) A304 地域包括医療病棟入院料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名	24_9chiiki_iryō.xls

(5) A315 精神科地域包括ケア病棟入院料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 100 名・看護補助者 100 名・その他 50 名	24_9seishin_chiiki.xls

(6) A317 特定一般病棟入院料

看護職員数・看護補助者数最大入力範囲	ファイル名
看護職員 50 名・看護補助者 50 名	24_9tokutei_ippan_50.xls

特定地域（厚生労働大臣が定める医療資源の少ない地域）		
都道府県	二次医療圏	市町村
全国	下記のほか、 (1)離島振興法により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 (2)奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島の地域 (3)小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島の地域 (4)沖縄振興特別措置法に規定する離島の地域	
北海道	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌別町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鮎ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
宮城県	対象なし	
秋田県	県南	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
福島県	対象なし	
茨城県	対象なし	
栃木県	対象なし	
群馬県	対象なし	
埼玉県	対象なし	
千葉県	対象なし	
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	対象なし	
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
富山県	対象なし	
石川県	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
長野県	木曽	上松町 南木曽町 木祖村 王滝村 大桑村 木曽町

	大北	大町市、池田町、松川町、白馬村、小谷村
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川町
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	対象なし	
滋賀県	湖北	長浜市、米原市
	湖西	高島市
京都府	対象なし	
大阪府	対象なし	
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	対象なし	
鳥取県	対象なし	
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
広島県	対象なし	
山口県	対象なし	
徳島県	対象なし	
香川県	小豆	土庄町、小豆島町
高知県	対象なし	
福岡県	対象なし	
佐賀県	対象なし	
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	対象なし	
大分県	対象なし	
宮崎県	対象なし	
鹿児島県	熊毛	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
	奄美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、籠郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

※2024年3月31日において、現に改正前の厚生労働大臣が定める地域に存在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合は、2025年5月31日までの間、なお効力を有する。

3. 月平均夜勤時間数の計算期間を4週間単位とする場合の取扱い

勤務実績表は、暦月1カ月の実績で作成します

- ① 看護配置数の算出期間は、暦の1カ月間です。
- ② 月平均夜勤時間数に限って、「暦月1カ月」、または「4週間（連続する任意の期間、たとえば3月1日～28日など）」のどちらかを算出期間とすることができます。

月平均夜勤時間数の計算期間を4週間とする場合は、届出に際しては月単位の様式9Excel表と4週間単位の様式9Excel表が必要になります。

4週間単位での計算を用いることができるのは、月平均夜勤時間数だけであることにご注意下さい。なお、月平均夜勤時間数は、入院基本料算定病棟の要件であり、療養病棟入院基本料及び特定入院料では要件とされていません。

（例示）月平均夜勤時間数を4週間単位で算出する場合

- ① 看護配置数等算出の為の勤務実績表は、暦月単位

例＝6月1日～30日まで、7月1日～31日まで…（12回／年）

- ② 月平均夜勤時間数算出の為の勤務実績表は、4週間単位を繰り返す。

例＝6月1日～28日まで、6月29日～7月26日まで…（13回／年：4週間×13回＋数日を翌年に繰り返す）

- ※ このように、算出期間に空白期間が発生しないようにしなければなりません。
- ※ 4週間で算出した場合に月平均夜勤時間数が72時間以内であれば、暦月の勤務実績表で月平均夜勤時間数が72時間を超過しても問題ありません。
- ※ 4週単位で管理する様式9 Excel 表は、勤務実績表の日付欄を変更して1枚の Excel 表で4週間の管理ができるよう工夫してください。

4. 入院料届出の基本的考え方

- (1) 入院基本料は、原則として病棟種別（一般病棟、療養病棟、結核病棟、精神病棟等）単位で区分し、同一病棟種別の病棟全体について様式9を用いて同一の看護単位で包括的に届け出ることになっています。同一種別の病棟間で看護要員を傾斜配置することは可能ですが、入院基本料の届出は病棟種別ごとに同一の入院基本料で届け出ることが原則です。したがって、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料と地域一般入院料を区分して届け出することはできません。

（例示）院内に一般病棟入院基本料を算定すべき病棟が3病棟ある場合
ア．3病棟をまとめてひとつの届出単位として書類を作成します。
イ．3病棟全体で要件を満たして届出は行いますが、夫々の病棟に看護要員を傾斜配分することは可能です。

ただし、次の場合は、同一病棟種別の中を区分することができます。この場合は、それぞれの届出区分（特定入院料の場合は病棟）ごとに様式9を作成ください。

- 特定地域における400床未満の病院（特定機能病院、DPC対象病棟を除く）において、病棟ごとに違う看護配置の入院基本料を届け出る場合
- (2) 病棟単位で算定する特定入院料は、次の扱いとなります。
- ① A棟を特定入院料とし、その他の病棟を入院基本料とする場合は、A病棟について様式9を提出し、その他の病棟の入院基本料について別途様式9を提出する。
 - ② A病棟をアの特定入院料とし、B病棟をイの特定入院料とし、その他の病棟を入院基本料とする場合は、A病棟、B病棟、その他の病棟について、それぞれ様式9を提出する。
 - ③ 同一病棟種別において、同一の特定入院料を2病棟で届け出る場合は、病棟ごとに様式9を提出します。
- (3) 病室単位で届け出る特定入院料は、定められた届出書添付書類を提出するとともに、「実績期間中の各治療室の勤務実績表（勤務実績）及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類」が必要となります。なお、地域包括ケア入院医療管理料（病室単位）を届出の場合は、届出病室を有する病棟につき様式9を提出するとともに、届出病棟を含む同一種別の病棟全体について別の様式9を提出します。

5. 入院料の届出要件と届出先

(1) 入院料の届出要件に関する厚生労働省の告示・通知

下記ホームページの第3関係法令等の【省令、告示】(3)を参照ください。また、疑義解釈及び通知及び官報掲載事項の一部訂正については、下記ホームページの【事務連

絡】を参照ください。少なくとも1カ月に1回程度は疑義解釈や一部訂正に追加がないかどうか御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

(2) 入院料の届出様式

入院基本料及び特定入院料等を届け出る場合は、別添7「基本診療料の施設基準等に係る届出書」と様式9のほか、届出入院料等に合わせた様式の提出が必要です。

施設基準の届出様式は地方厚生（支）局のホームページからダウンロードできます。

○北海道厚生局（北海道）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/index.html

○東北厚生局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/kihon_r06.html

○関東信越厚生局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansa/r6kaitei_00003.html

○東海北陸厚生局（富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryo_shido/shisetukijunnotodokede_youshiki.html

○近畿厚生局（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00007.html

○中国四国厚生局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h24_index.html

○四国厚生支局（徳島、香川、愛媛、高知）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/index.html

○九州厚生局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/r06_shinryohoshu.html

(3) 警告メッセージの中止について

2024年改定版のExcel表では、加算届出から連動する警告メッセージの表示を行っておりません。ご了承ください。

(4) 様式の前面に表示される注意書きは、内容をご確認の上、以下の方法で削除してからご利用ください。

①注意書きをクリック

②右クリックメニューの「切り取り」、またはDeleteキーかBackSpaceキーを押す

Ⅱ. 様式9Excel 表入力方法について

【入力の手順】

操作は、 欄に入力すると、 欄に自動的に計算結果が表示されます。

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類		作成年月日
保険医療機関名		年 月 日
※ このファイルの入力方法については、下記URLをご参照ください。 http://youshiki9.doc-net.or.jp/		
1. 入院基本料・特定入院料の届出		
届出入院基本料・特定入院料（届出区分）	一般病棟入院基本料（	13 対1
☐ 病棟ごとの届出 ※（医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関の場合に限る） （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）		
本届出の病棟数	※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）	
本届出の病床数	※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）	
☐ 入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）		

(1) 「作成年月日」欄

⇒作成年月日を入力ください

(2) 「保険医療機関名」欄

⇒病院名を入力下さい

1. 入院基本料・特定入院料の届出

(3) 「届出入院基本料・特定入院料（届出区分）」 一般病棟入院基本料（ ） 欄

⇒一般病棟入院基本料及び療養病棟入院料の Excel 表は、（ ）欄にカーソルを置いてクリックすると、右にプルダウンメニュー▼が表示されます。届出区分をプルダウンメニューで選んでください。届出区分を選ぶと、該当する看護配置基準が 対1 欄に自動表示されます。その他の Excel 表は、該当する入院料及び配置区分を直接入力してください。

(4) 「☐ 病棟ごとの届出」欄

⇒医療資源の少ない地域に属する保険医療機関の場合のみ☐欄にカーソルを置いてクリックし、 を選択してください。☐をクリックすると元に戻ります。

(5) 「本届出の病棟数」欄

⇒届出病棟数を入力下さい

(6) 「本届出の病床数」欄

⇒届出病棟の病床数の合計を入力下さい

(7) 「☐ 入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし」欄

⇒入院基本料等の届出区分の変更がない場合は、☐欄にカーソルを置いてクリックし、 を選択してください。☐をクリックすると元に戻ります。

2. 看護要員の配置に係る加算の届出

(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと)

新規 届出	既 届出	項目名	新規 届出	既 届出	項目名
A101 療養病棟入院基本料			A106 障害者施設等入院基本料		
☐	☐	注 12 夜間看護加算	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 13 看護補助体制充実加算 1	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算 1
☐	☐	注 13 看護補助体制充実加算 2	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算 2
☐	☐	注 13 看護補助体制充実加算 3	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算 3
A207-3 急性期看護補助体制加算			A207-4 看護職員夜間配置加算		
☐	☐	25 対 1 (看護補助者 5 割以上)	☐	☐	12 対 1 配置加算 1
☐	☐	25 対 1 (看護補助者 5 割未満)	☐	☐	12 対 1 配置加算 2
☐	☐	50 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 1
☐	☐	75 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 2
☐	☐	注 2 夜間 30 対 1	A214 看護補助加算		
☐	☐	注 2 夜間 50 対 1	☐	☐	看護補助加算 1
☐	☐	注 2 夜間 100 対 1	☐	☐	看護補助加算 2
A213 看護配置加算			☐	☐	看護補助加算 3
☐	☐	看護配置加算	☐	☐	注 2 夜間 75 対 1 看護補助加算
A304 地域包括医療病棟入院料			A307 小児入院医療管理料		
☐	☐	注 5 25 対 1 看護補助体制加算 (5 割以上)	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 5 25 対 1 看護補助体制加算 (5 割未満)	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算
☐	☐	注 5 50 対 1 看護補助体制加算	A308-3 地域包括ケア病棟入院料		
☐	☐	注 5 75 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 3 看護職員配置加算
☐	☐	注 6 夜間 30 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 4 看護補助者配置加算
☐	☐	注 6 夜間 50 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 5 看護補助体制充実加算 1
☐	☐	注 6 夜間 100 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 5 看護補助体制充実加算 2
☐	☐	注 9 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1	☐	☐	注 5 看護補助体制充実加算 3
☐	☐	注 9 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 8 看護職員夜間配置加算
☐	☐	注 9 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1	A311 精神科救急・合併症入院料		
☐	☐	注 9 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算
A311-3 精神科救急・合併症入院料			A314 認知症治療病棟入院料		
☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算	☐	☐	注 2 認知症夜間対応加算

※ Excel 表の種別毎に、届出ができないものには網をかけています。

(1) A101 療養病棟入院基本料の注 12「夜間看護加算」、注 13「看護補助体制充実加算」

※ 1 A101 療養病棟入院基本料だけが届出可能です。

※ 2 届出を行う場合は、新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※ 3 夜間看護加算・看護補助体制充実加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式 9 では計算されません。夜間看護加算の届出の際には、届出前 1 か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式 9 の 2）を添付することが求められています。なお、様式 9 の 2 とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式 9 の 2 に替えて提出しても差し支えないとされています。

※ 4 療養病棟入院基本料の注 12「夜間看護加算」、注 13「看護補助体制充実加算」は、様式 18 の 3 の届出も必要です。

なお、看護補助体制充実加算 1 の要件のうち、「当該保険医療機関において 3 年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5 割以上配置されている

こと」については、当該保険医療機関において勤務する看護補助者の常勤換算後の人数を用いて算出します。この場合、常勤以外の看護補助者の場合は、実労働時間数を常勤換算し計上します。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

また、看護補助体制充実加算 1・2 の要件のうち、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上」は、下記（実績値※1）「月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」が、下記（基準値※2）「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」以上であれば要件を満たします。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

（実績値※1）月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話を
 う看護補助者配置数＝（主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護
 補助者の月延べ勤務時間数）／（日数×8）

（基準値※2）主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数
~~＝（1 日平均入院患者数／100）×3~~

$$= \frac{1 \text{ 日平均入院患者数}}{100} \times 3$$

(2) A106 障害者施設等入院基本料の注 9「看護補助加算」、注 10「看護補助体制充実加算」

- ※1 A106 障害者施設等入院基本料の 7 対 1 又は 10 対 1 病棟において届出が可能です。
- ※2 看護補助加算・看護補助体制充実加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※3 注 9 の看護補助加算は、常時 30 対 1 以上、夜勤は常時 75 対 1 以上の看護補助者の配置が必要です。勤務実績表の入力が終了すれば⑧の上段に月平均 1 日当たり看護補助者配置数が自動的に表示されますので、⑧の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。また、⑨の上段に月平均 1 日当たり看護補助者夜間配置数が自動的に表示されますので、⑨の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。⑧と⑨の両方を満たす必要があります。
- ※4 障害者施設等入院基本料の注 9「看護補助加算」、注 10「看護補助体制充実加算」は、様式 18 の 3 の届出も必要です。

なお、看護補助体制充実加算 1 の要件のうち、「当該保険医療機関において 3 年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5 割以上配置されていること」については、当該保険医療機関において勤務する看護補助者の常勤換算後の人数を用いて算出します。この場合、常勤以外の看護補助者の場合は、実労働時間数を常勤換算し計上します。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

また、看護補助体制充実加算 1・2 の要件のうち、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上」は、下記（実績値※1）「月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」が、下記（基準値※2）「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」以上であれば要件を満たします。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

（実績値※1）月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話を

う看護補助者配置数＝（主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の月延べ勤務時間数）／（日数×8）

（基準値※2）主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数

$$= \frac{(1 \text{ 日平均入院患者数} / 100) \times 3}{100} \times 3 = 13$$

(3) A207-3 急性期看護補助体制加算

※1 A207-3 急性期看護補助体制加算は、急性期一般入院基本料と7対1及び10対1入院基本料（特定機能病院、専門病院）で届出可能ですが、その他の入院基本料では算定できません。

(25対1～75対1)

※2 急性期看護補助体制のほか、①年間緊急入院患者数 200 名以上の実績又は総合周産期母子医療センターであること、②看護職員の負担軽減及び処遇改善体制の整備、③定期的に看護・看護補助業務を見直す、④身体拘束などの行動制限の最小化等が要件です。

※3 25対1（看護補助者5割以上）、25対1（看護補助者5割未満）、50対1、75対1のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※4 勤務実績表の入力が終了すれば⑧の上段に月平均1日当たり看護補助者配置数が自動的に表示されます。⑧の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。また、25対1（看護補助者5割以上）、25対1（看護補助者5割未満）の要件を満たしているかどうかについては、AH列756行目の〔(K/J)×100〕の割合で確認ください。

(夜間30対1～夜間100対1)

※5 A207-3 急性期看護補助体制加算における夜間急性期看護補助体制加算は、上記（2）「急性期看護補助体制加算」を算定する場合のみが届出可能です。

※6 夜間30対1、夜間50対1、夜間100対1のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※7 勤務実績表の入力が終了すれば⑨の上段に月平均1日当たり夜間看護補助者配置数が自動的に表示されますので、⑨の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。

※8 看護職員（看護師・准看護師）の夜間勤務体制要件3項目以上を満たす場合に届出ができる夜間看護体制加算の届出は、様式9に記載する欄はありません。A207-3 急性期看護補助体制加算の注3の夜間看護体制加算に関する施設基準に係る届出は様式13の3を用います。また、A207-3 急性期看護補助体制加算の注4に掲げる看護補助体制充実加算については、様式18の3により届出を行います。

（注）急性期看護補助体制加算及び急性期看護補助体制加算の注4「看護補助体制充実加算」は、様式18の3の届出も必要です。

(4) A207-4 看護職員夜間配置加算

- ※1 A207-4 看護職員夜間配置加算は、急性期一般入院料又は7対1、10対1入院基本料の一般病棟のみが届出可能です。その他の病院は算定できません。
- ※2 ①年間緊急入院患者数200名以上の実績又は総合周産期母子医療センターであること、②看護職員の負担軽減及び処遇改善体制の整備、③重症度、医療・看護必要度割合等の要件を満たした上で看護職員を夜間常時12対1配置した場合に、看護職員夜間12対1配置加算2が届出可能です。なお、施設基準告示で「当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、3以上である」と定められていることにご注意下さい。
- ※3 上記※2（12対1配置加算2）に加えて、看護職員（看護師・准看護師）の夜間勤務体制要件のうち、4項目以上を満たす場合に看護職員夜間12対1配置加算1が届出可能です。
- ※4 上記※3（12対1配置加算1）のうち、看護職員を夜間常時16対1配置した場合には、看護職員夜間16対1配置加算1が届出可能です。
- ※5 ※2（12対1配置加算2）のうち③重症度、医療・看護必要度要件を満たさず、看護職員を夜間常時16対1配置した場合は、看護職員夜間配置加算2が届出可能です。なお、届出は急性期一般入院料2から6に限られています。
- ※6 12対1配置加算1、12対1配置加算2、16対1配置加算1、16対1配置加算2のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※7 看護職員夜間配置加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式9では計算されません。看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2）を添付することが求められています。なお、様式9の2とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式9の2に替えて提出しても差し支えないとされています。
- （注）看護職員夜間配置加算は、様式18の3の届出も必要です。

(5) A213 看護配置加算

- ※1 A213 看護配置加算は、地域一般入院料3又は15対1以下の精神病棟、結核病棟、障害者施設等入院基本料が看護師配置割合を7割以上にした場合に届出可能です。その他の病棟は算定できません。
- ※2 看護配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※3 A213 看護配置加算の届出要件は、看護職員に占める看護師比率7割以上です。勤務実績表の入力が終了すれば③に看護師比率が自動的に表示されますので、要件を満たしているか否かを判断ください。

(6) A214 看護補助加算

- ※1 A214 看護補助加算は、地域一般入院料又は13対1以下の入院基本料の精神病棟、結核病棟、障害者施設のみが該当します。その他の病院は算定できません。

- ※2 看護補助体制のほか、地域一般入院料1及び13対1入院基本料において加算1(30対1)を届け出る場合に限り、重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者が看護必要度Ⅰの6%又はⅡの5%以上入院していることが要件です。
- ※3 看護補助加算1、看護補助加算2、看護補助加算3のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。勤務実績表の入力が終了すれば⑧に月平均1日当たり看護補助者配置数が自動的に表示されますので、(参考)必要数以上となっているか否かを判断ください。
- ※4 注2の「夜間75対1看護補助加算」は、A214看護補助加算を届け出ている地域一般入院料1又は2と13対1入院基本料算定病院において、夜勤帯において月平均で75対1の看護補助者配置を満たした場合に届出が可能です。勤務実績表の入力が終了すれば⑨の上段「月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」が自動的に表示されますので、⑨の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。
- (注) 看護補助加算及び看護補助加算の注4「看護補助体制充実加算」は、様式18の3の届出も必要です。

(7) A304 地域包括医療病棟入院料

(注5の「25対1～75対1の届出区分」)

- ※1 25対1(看護補助者5割以上)、25対1(看護補助者5割未満)、50対1、75対1のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※2 勤務実績表の入力が終了すれば⑧の上段に月平均1日当たり看護補助者配置数が自動的に表示されます。⑧の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。また、25対1(看護補助者5割以上)、25対1(看護補助者5割未満)の要件を満たしているかどうかについては、AH列756行目の $[(K/J) \times 100]$ の割合で確認ください。

(注6の「夜間30対1～夜間100対1の届出区分」)

- ※1 夜間30対1、夜間50対1、夜間100対1のいずれかの新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※2 勤務実績表の入力が終了すれば⑨の上段に月平均1日当たり夜間看護補助者配置数が自動的に表示されますので、⑨の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。

(注8の看護補助体制充実加算)

- ※1 地域包括医療病棟入院料の注8「看護補助体制充実加算」は、様式9にはチェック欄がありません。様式18の3により届出を行います。
- ※2 看護補助体制充実加算1・2の要件のうち、「3年以上の経験を有する看護補助者5割以上」については、様式18の3を用います。
- なお、看護補助体制充実加算1の要件のうち、「当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5割以上配置されていること」については、当該保険医療機関において勤務する看護補助者の常勤換算後の人数を用いて算出します。この場合、常勤以外の看護補助者の場合は、実労働時間数を常勤換算し計上します。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

また、看護補助体制充実加算 1・2 の要件のうち、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上」は、下記（**実績値※1**）「月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」が、下記（**基準値※2**）「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」以上であれば要件を満たします。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

（**実績値※1**）月平均 1 日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話を
 う看護補助者配置数＝（主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護
 補助者の月延べ勤務時間数）／（日数×8）

（**基準値※2**）主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数
~~＝（1 日平均入院患者数／100）×3~~

$$= \frac{\text{1 日平均入院患者数}}{100} \times 3$$

（注 9 の「看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1・2、16 対 1 配置加算 1・2」）

- ※1 看護職員夜間配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※2 看護職員夜間配置加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式 9 では計算されません。看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前 1 か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式 9 の 2）を添付することが求められています。なお、様式 9 の 2 とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式 9 の 2 に替えて提出しても差し支えないとされています。

（注）地域包括医療病棟入院料の注 5 「看護補助体制加算」、注 8 「看護補助体制充実加算」は、様式 18 の 3 の届出も必要です。

（8）A307 小児入院医療管理料の注 9 「看護補助加算」と注 10 「看護補助体制充実加算」

- ※1 A307 小児入院医療管理料において届出が可能です。
- ※2 看護補助加算・看護補助体制充実加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※3 注 9 の看護補助加算は、常時 30 対 1 以上、夜勤は常時 75 対 1 以上の看護補助者の配置が必要です。勤務実績表の入力が終了すれば⑧の上段に月平均 1 日当たり看護補助者配置数が自動的に表示されますので、⑧の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。また、⑨の上段に月平均 1 日当たり看護補助者夜間配置数が自動的に表示されますので、⑨の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。⑧と⑨の両方を満たす必要があります。
- ※4 注 9 の看護補助体制充実加算は、看護補助加算の要件に加えて看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための要件を満たす必要があります。

（注）小児入院医療管理料の注 9 「看護補助体制加算」、注 10 「看護補助体制充実加算」は、様式 18 の 3 の届出も必要です。

(9) A308-3 地域包括ケア病棟入院料

(注 3 の「看護職員配置加算」)

- ※ 1 A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注 3 の看護職員配置加算を届け出る場合に使用します。地域包括ケア病棟入院料に必要な 13 対 1 の看護職員配置を行った上で、さらに 50 対 1 の看護職員配置を行った場合に算定できます。
- ※ 2 看護配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※ 3 勤務実績表の入力が終了すれば⑦の上段に、13 対 1 看護職員配置を超えて配置した看護職員数が自動的に表示されますので、⑦の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。

(注 4 の「看護補助者配置加算・注 5 の看護補助体制充実加算」)

- ※ 1 A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注 4 の看護補助者配置加算・注 5 の看護補助体制充実加算を届け出る場合に使用します。25 対 1 以上の看護補助者（みなし看護補助者を除く）配置が要件です。
- ※ 2 看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※ 3 勤務実績表の入力が終了すれば⑧の上段に、月平均 1 日当たり看護補助者（みなし看護補助者を除く）配置数が自動的に表示されますので、⑧の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。
- ※ 4 療養病棟で病室単位の地域包括ケア入院医療管理料かつ注 4 に規定する看護補助者配置加算・注 5 の看護補助体制充実加算を届け出る場合は、下記の扱いとなります。（注 4 に規定する看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算を届け出ない場合は、上記※ 1～※ 3 に従ってください）
 - ① Excel 表は、「[24_9chiiki_ryoyo_hojokasan.xls](#)」を使用してください。
 - ② 療養病棟入院基本料で配置が求められる 20 対 1 以上 ~~又は 25 対 1 以上~~ の看護補助者配置（みなしを含む）に加え、地域包括ケア入院医療管理料を有する病棟において 25 対 1 の看護補助者（みなしを除く）を配置していることが要件です。
 - ③ Excel 表は、下記に沿って入力し、要件確認ください。
 - ア. 看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
 - イ. 勤務実績表の入力が終了すれば、下記の点を確認してください。⑧-1、⑧-2 のいずれも実績値が基準値を上回っていれば、要件を満たします。なお、⑧-1 では、注 4 に規定する看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算としての看護補助者配置数（みなしを除く）を確認し、⑧-2 では、注 4 に規定する看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算で配置すべき看護補助者（みなしを除く）を除いて、療養病棟として配置すべき看護補助者数（みなしを含む）を満たしているかの確認を行うようにしています。

⑧-1 の上段に、注 4 に規定する看護補助者配置加算・注 5 の看護補助体制充実加算の「月平均 1 日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を除く）」が自動的に表示されますので、⑧-1 の下段の基準値（当該病棟におけるみなしを除く看護補助者が $A/25 \times 3$ ）以上となっているか否かを判断ください。

⑧-2の上段に、療養病棟における「月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を含む）」＝【{②の月平均1日当たり看護職員配置数実績値}－{療養病棟としての看護職員の基準値（ $A/20 \times 3$ （療養1と2）又は $A/25 \times 3$ （注11の場合））}＋{当該病棟におけるみなしを除く看護補助者}－{⑧-1の下段の看護補助者の基準値}】が自動的に表示されますので、⑧-2の下段の基準値（ $A/20 \times 3$ （療養1と2）又は $A/25 \times 3$ （注11の場合））以上となっているか否かを判断ください。

なお、注3の「看護職員配置加算」を届け出ている場合は、【{②の月平均1日当たり看護職員配置数実績値}－{⑦看護職員配置加算（注3）の基準値}－{療養病棟としての看護職員の基準値（ $A/20 \times 3$ （療養1と2）又は $A/25 \times 3$ （注11の場合））}＋{当該病棟におけるみなしを除く看護補助者}－{⑧-1の下段の基準値}】が自動的に表示されますので、⑧-2の下段の基準値（ $A/20 \times 3$ （療養1と2）又は $A/25 \times 3$ （注11の場合））以上となっているか否かを判断ください。

※5 地域包括ケア病棟入院料の注4「看護補助者配置加算」、注5「看護補助体制充実加算」は、様式18の3の届出も必要です。

なお、看護補助体制充実加算1の要件のうち、「当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5割以上配置されていること」については、当該保険医療機関において勤務する看護補助者の常勤換算後の人数を用いて算出します。この場合、常勤以外の看護補助者の場合は、実労働時間数を常勤換算し計上します。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

また、看護補助体制充実加算1・2の要件のうち、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1以上」は、下記（実績値※1）「月平均1日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」が、下記（基準値※2）「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数」以上であれば要件を満たします。当該看護補助者にみなし看護補助者は含みません。

（実績値※1）月平均1日当たりの主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数＝（主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の月延べ勤務時間数）／（日数×8）

（基準値※2）主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者配置数
~~＝（1日平均入院患者数／100）×3~~
 ＝ $\frac{1 \text{ 日平均入院患者数}}{100} \times 3$

（注8の「看護職員夜間配置加算」）

※1 看護職員夜間配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※2 看護職員夜間配置加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式9では計算されません。看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2）を添

付することが求められています。なお、様式 9 の 2 とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式 9 の 2 に替えて提出しても差し支えないとされています。

※ 3 地域包括ケア病棟入院料の看護職員夜間配置加算は、夜間常時 16 対 1 の看護職員を配置するとともに、患者割合や処遇改善等の要件を満たせば届出要件を満たします。ただし、夜勤時間帯において看護職員 3 人以上配置した日のみ算定できます。

※ 4 療養病棟で病室単位の地域包括ケア入院医療管理料＋看護補助者配置加算を届け出る場合は「24_9chiiki_ryoyo_hojokasan.xls」を使用しますが、取扱いは同じです。

(注) 地域包括ケア病棟入院料の注 4 「看護補助者配置加算」、注 5 「看護補助体制充実加算」は、様式 18 の 3 の届出も必要です。

(10) A311 精神科救急入院料の注 5 「看護職員夜間配置加算」

※ 1 A311 精神科救急入院料の注 5 の看護職員夜間配置加算を届け出る場合に使用します。

※ 2 看護職員夜間配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※ 3 看護職員夜間配置加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式 9 では計算されません。看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前 1 か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式 9 の 2）を添付することが求められています。なお、様式 9 の 2 とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式 9 の 2 に替えて提出しても差し支えないとされています。

※ 4 精神科救急入院料の看護職員夜間配置加算は、夜間常時 16 対 1 の看護職員を配置するとともに、行動制限最小化や処遇改善等の要件を満たせばよいです。ただし、夜勤時間帯において看護職員 3 人以上配置した日のみ算定できます。

(11) A311-3 精神科救急・合併症入院料の注 4 「看護職員夜間配置加算」

※ 1 A311-3 精神科救急・合併症入院料の注 4 の看護職員夜間配置加算を届け出る場合に使用します。

※ 2 看護職員夜間配置加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。

※ 3 看護職員夜間配置加算は、夜勤時間帯において日々常時配置を求めているものであり、様式 9 では計算されません。看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前 1 か月の日々の入院患者数により看護職員の配置状況が分かる書類（様式 9 の 2）を添付することが求められています。なお、様式 9 の 2 とは別に、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を作成している場合は、様式 9 の 2 に替えて提出しても差し支えないとされています。

※ 4 精神科救急・合併症入院料の看護職員夜間配置加算は、夜間常時 16 対 1 の看護職員を配置するとともに、行動制限最小化や処遇改善等の要件を満たせばよいです。ただし、夜勤時間帯において看護職員 3 人以上配置した日のみ算定できます。

(12) A314 認知症治療病棟入院料の注3「認知症夜間対応加算」

- ※1 A314 認知症治療病棟入院料の注3の認知症夜間対応加算を届け出る場合に使用します。
- ※2 認知症夜間対応加算の新規届出の□欄にカーソルを置いてクリックし、■を選択してください。□をクリックすると元に戻ります。
- ※3 認知症夜間対応加算は、夜勤時間帯において看護要員3人以上を配置するとともに行動制限最小化委員会を設置している場合に届出が可能です。届出にあたっては様式9のほか、別添2の様式48を提出します。様式9には届出チェック欄がありますが、要件確認はできません。なお、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は「別添2の様式48」については届出の必要はありません。

3. 入院患者の数及び看護要員の数

※Excel表の種別毎に、「3. 入院患者の数及び看護要員の数」のうち、届出ができないものには網をかけています。

3. 入院患者の数及び看護要員の数	
① 1日平均入院患者数(A) ※小数点以下切り上げ	人 (算出期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
② 月平均1日当たり看護職員配置数 ※小数点第2位以下切り捨て (参考) 1日看護職員配置数(必要数) ※小数点以下切り上げ	#DIV/0! 人(実績値) (C/[日数×8]) 時間(実績値) 人(基準値) ((A/配置区分の数)×3) 時間(基準値) ※「1日平均看護配置数」を満たす「月延べ勤務時間数」
③ 看護職員中の看護師の比率 (月平均1日当たり看護職員配置数のうちの看護師数/1日看護職員配置数)	%
月平均1日当たり配置数	看護師 #DIV/0! 人 看護要員の内訳 看護師 月間総勤務時間数 0.00 時間 准看護師 月間総勤務時間数 0.00 時間 看護補助者 月間総勤務時間数 0.00 時間
④ 平均在院日数 ※小数点以下切り上げ	日 (算出期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
⑤ 夜勤時間帯(16時間)	時 分 ~ 時 分
⑥ 月平均夜勤時間数 ※小数点第2位以下切り捨て	#DIV/0! 時間 ((D-E)/B) 時間 (参考) 看護補助者(みなしは除く)の月平均夜勤時間数 0.0 時間 [看護補助者のみの夜勤時間数(1) - 夜勤専従者及び月8時間]

① 1日平均入院患者数(A) 人 (算出期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

⇒届出時直近1年間の1日平均入院患者数を別途計算し、入力して下さい。

また、1日平均入院患者数を算出した期間を記入してください。

- ※1 届出時の直近1年間の「延入院患者数」を「延日数」で除した1日平均入院患者数について小数点以下を切り上げて記載してください。入院患者数は保険診療外の患者を含みます。

1日平均入院患者数の計算方法	
① 通常の場合	
1日平均入院患者数＝	$\frac{\text{届出時の直近1年間の延入院患者数}}{\text{届出時の直近1年間の延日数(暦日＝通常は365日)}}$
注1)	届出時の直近1年間の「延べ入院患者数」を「延べ日数」で除して得た数を入院患者数とする。
注2)	「入院患者数」の対象者は、次の通り ・保険診療に係る入院患者

- ・保険外診療の患者（正常の妊産婦、生母の入院に伴って入院した健康な新生児又は乳児、人間ドック等）であって、看護要員を保険診療を担当する者と保険外診療を担当する者との明確に区分できない場合の患者

※入院患者の数に新生児を含めるかどうかの扱いについて、入院基本料の届出に関する施設基準においては、「正常の妊産婦や健康な新生児又は乳児、人間ドックなどの保険外診療の患者で看護要員を保険診療を担当する者と保険外診療を担当する者との明確に区分できない場合の患者は入院患者数に含むこと」とされています。一方でこの場合、仮に保険外診療と保険診療を担当する者を明確に区分できたとしたら、入院患者数に含まないと考えてもよいという解釈も、関係団体の疑義で示されています。従って、産科病棟等の実情に委ねられるが、病棟の運営において、帝王切開等保険診療の妊産婦と保険外診療の妊産婦、或いはハイリスク新生児と健康な新生児等の看護に当たる者を明確に区別し厳密に分けることは、現実的でないことを踏まえると、通常、新生児も入院患者数として含めることが、妥当と解釈できます。なお、仮に明確に区分して含めない場合であっても、新生児の看護が適切に実施されるためには、入院基本料の届出における看護職員と区別して、保険外診療を担当する者について、別途、余分に人員配置することが必要です。（日本看護協会）

※平均在院日数の計算においては、区分ができなくても正常の妊産婦、新生児、労災や自賠責など保険診療以外の患者は除外します。

注3) 次の患者は入院患者数から除外する。

- ・救急患者として受け入れ、処置室、手術室等において死亡した患者（入院料の算定有無にかかわらず除外）
- ② 届出前1年～6カ月の間に開設又は増床を行った場合は、直近6カ月間の数値を用いる。
- ③ 届出前6カ月の間に開設又は増床を行った場合は、開設又は増床を行った病床数に対して次の割合を乗じた数を実績値に加えて入院患者数とする。
 - 一般病棟：開設又は増床数の病床数の80%
 - 療養病棟：開設又は増床数の病床数の90%
 - 結核病棟：開設又は増床数の病床数の80%
 - 精神病棟：開設又は増床数の病床数の100%
- ④ 届出前1年の間に減床を行った保険医療機関については、減床後の実績が3か月以上ある場合は、減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数とする。なお、減床後から3か月未満の期間においては、減床後の入院患者数の見込みをもって届出を行うことができるが、当該入院患者数が、減床後3か月の時点での減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数を満たしていないことが判明したときは、当該届出は遡って無効となり、変更の届出を行わせる。

※2 算出期間は、届出の実績月を含む直近の1年間を記載します。

（例示）2024年6月に届出を行う場合は、2024年5月が実績（勤務実績表）月となりますので、1日平均入院患者数の算出期間は、2023年6月～2024年5月までとなります。

実績月が終了しないと1日平均入院患者数が確定しないため、様式9を勤務計画表として利用する場合は、2023年6月～2024年4月までの1日平均入院患者数を仮入力して勤務計画表を作成し、当該月終了後に改めてチェック（この場合は、2023年6月～2024年5月で再チェック）して勤務実績表を作成する必要があります。

※3 入院料の届出区分を入力した上で入院患者数を入力すると、②～⑪までの基準値が、自動的に表示されます。

②月平均1日当たり看護職員配置数 人（実績値） ⇒ 入力不要

※1 必要数（下段）は、届出区分と1日平均患者数から自動計算〔(A／届出区分の数) × 3〕されます。

※2 勤務実績表（後述）を入力すれば、上段の実績値が自動的に表示されます。

※3 実績値（上段）が必要数（下段）以上であれば、要件を満たします。

下記の場合は、要件変更の特例として変更届出を要しません。

- ・医療法の許可病床100床未満病院→暦月で3か月を超えない期間の1割以内の変動

- ・医療法の許可病床 100 床以上病院→暦月で 1 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動
- ※ 4 右欄の「月延べ勤務時間数」（実績値）と、「1 日平均看護配置数」を満たす「月延べ勤務時間数」（基準値）は、参考データです（入力不要）。

③看護職員中の看護師の比率 % 看護師 人 ⇒ 入力不要

- ※ 1 勤務実績表（後述）を入力すれば、下段に看護師数、上段に必要な看護職員数に占める看護師比率が自動的に表示されます。
- ※ 2 上段の看護師比率が 7 割以上（地域一般入院料 3 及び 15 対 1 以下の入院基本料病棟で看護配置加算の届出がない場合は、4 割以上）であれば要件を満たします。
- 下記の場合は、要件変更の特例として変更届出を要しません。
- ・医療法の許可病床 100 床未満病院→暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動
 - ・医療法の許可病床 100 床以上病院→暦月で 1 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動
- ※ 3 右欄の「看護要員の内訳」は、参考データです（入力不要）。

特定入院料のうち、看護職員及び看護補助者の合計の配置数が定められている A306 特殊疾患入院医療管理料、A309 特殊疾患病棟入院料、A312 精神療養病棟入院料、A318 地域移行機能強化病棟入院料で使用するエクセル表「24_9tokutei_plusHojo」では、③看護職員中の看護師の比率欄に代えて、③-1 看護要員中の看護職員の比率と、③-2 看護職員中の看護師の比率欄を設けています。

赤いセル（基準値）につきましては、届出を行う病院において基準値をご確認いただき、値を入力してください。入力すると赤いセルが白く変わります。

それぞれ、基準値を実績値が上回っていれば、要件を満たします。

④平均在院日数 日 （算出期間 年 月 日～ 年 月 日）

⇒直近 3 カ月の平均在院日数を計算し、入力して下さい。

また、平均在院日数を算出した期間を記入してください。

- ※ 1 届出時の直近 3 カ月間の平均在院日数について、小数点以下を切り上げて記載してください。
- ※ 2 平均在院日数を算出対象患者と平均入院患者数算出対象患者は若干異なりますので、ご注意ください。
- ※ 3 算出期間は、届出の実績月を含む直近の 3 カ月間となります。

（例示）2024 年 6 月に届出を行う場合は、2024 年 5 月が実績（勤務実績表）月となりますので、平均在院日数算出期間は、2024 年 3 月～2024 年 5 月となります。

平均在院日数の計算方法	
計算式	
平均在院日数＝	$\frac{\text{当該病棟における直近 3 カ月間の在院患者}^{(注1)} \text{ 延日数}}{(\text{当該病棟における当該 3 カ月間の新入棟患者数}^{(注2)} + \text{当該病棟における新退棟患者数}^{(注3)}) \div 2}$
	小数点以下、切り上げ
注 1	「在院患者」とは、毎日 24 時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含める。
注 2	「新入棟患者数」とは、当該 3 カ月間に新たに当該病棟に入院した患者の数及び他の病棟から

当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、当該入院における 1 回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。

また、病棟種別の異なる病棟が 2 つ以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の入棟のみを新入棟患者として数える。

当該 3 カ月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。

当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。

注 3 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該 3 カ月間に当該病棟から退院（死亡を含む）した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における 1 回目の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数えない。病棟種別の異なる病棟が 2 以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の退棟のみを新退棟患者として数える。

注 4 下記の算定患者は平均在院日数の計算から除外する（分母にも分子にも入れない）。

○入院基本料：A100 一般病棟入院基本料において 90 日超入院患者で、療養病棟入院基本料 1 の例により算定している患者／A106 障害者施設等入院基本料において 90 日超入院患者で「基本料算定患者」

○入院基本料等加算：A230-3 精神科身体合併症管理加算

○特定入院料：A300 救命救急入院料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る）／A301 特定集中治療室管理料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る）／A301-4 小児特定集中治療室管理料／A302 新生児特定集中治療室管理料／A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料／A303 総合周産期特定集中治療室管理料／A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料／A305 一類感染症患者入院医療管理料／A306 特殊疾患入院医療管理料／A308 回復期リハビリテーション病棟入院料／A308-3 地域包括ケア病棟入院料／A309 特殊疾患病棟入院料／A310 緩和ケア病棟入院料／A311 精神科救急入院料／A31-2 精神科急性期治療病棟入院料／A311-3 精神科救急・合併症入院料／A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料／A312 精神療養病棟入院料／A314 認知症治療病棟入院料／A315 精神科地域包括ケア病棟入院料／A318 地域移行機能強化型病棟入院料

○短期滞在手術等基本料：A400 短期滞在手術等基本料 1（日帰り）及び 3（入院した日から起算して 5 日までの期間に限る）に規定する手術、検査、放射線治療を実施した場合（※短期滞在手術等基本料 3 に該当する手術、検査、放射線治療を実施した場合であって 6 日以降も入院する場合は、分母及び分子に含め、入院日から平均在院日数を計算する）

○正常の妊娠婦、新生児、労災や自責など保険診療以外の患者

⑤夜勤時間帯(16 時間) 時 分 ～ 時 分

⇒各病院で定めた 16 時間の夜勤時間の始めと終わりを記入してください。

※ 1 夜勤時間は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

※ 2 「夜勤時間帯」以外の時間帯が「日勤帯」とみなされるので、1 日 24 時間は、「夜勤時間帯」（16 時間）と「日勤帯」（8 時間）とに区分されます。

⑥月平均夜勤時間数 時間

⇒入力不要

※ 1 勤務実績表（後述）を入力すると、下記の計算に基づき看護職員の平均夜勤時間数の計算結果が自動的に表示されます。

＜月平均夜勤時間数の計算＞

ア 月平均夜勤時間数

月平均夜勤時間数＝
$$\frac{\text{夜勤従事者の延べ夜勤時間数}}{\text{夜勤従事者の実人員数}}$$

イ 月平均夜勤時間数は、病棟単位でなく、同一の入院基本料を算定する病棟全体の夜勤時間帯に従事する看護職員で算出します。これが 72 時間以内であれば要件が満たされます。

ウ 上記計算に含まれる実人員数および延べ夜勤時間数には、夜勤専従者および月夜勤時間数が急性期一般入院料又は 7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料において

は 16 時間未満の者(短時間正職員の場合は 12 時間未満の者)、その他の入院基本料においては 8 時間未満の者は含めません。

- エ 72 時間を超過した場合、暦月で 3 カ月以内の 1 割以内 (79.2 時間以内) の変動であれば、許容変動幅として認められるため、届出の変更は必要ありません。もし 72 時間の 1 割を超える超過が生じた場合は、「月平均夜勤時間超過減算」又は「夜勤時間特別入院基本料」を届け出る必要があります。「月平均夜勤時間超過減算」を届け出た場合は、入院基本料の基本点数が 15%減額されるほか、算定できる入院基本料等加算に制限があります。また、「月平均夜勤時間超過減算」は、3 カ月を限度に算定するもので 1 年間は再算定できません。一方、「夜勤時間特別入院基本料」は 30%減額されるほか、算定できる入院基本料等加算に制限がありますが、算定期間の制限や再算定禁止の規定がありません。

$$\text{※夜勤従事者} = \frac{\text{夜勤時間帯に病棟で勤務する時間}}{\text{夜勤時間帯に病院内（病棟＋病棟外）で勤務する時間}}$$

※下記の者は、上記の計算から除外する。

全ての病棟	夜勤専従者＝専ら夜勤時間帯に従事する者
急性期一般入院料又は 7 対 1 入院基本料病棟及び 10 対 1 入院基本料病棟	月夜勤時間数が 16 時間未満及び短時間正職員で月夜勤時間数が 12 時間未満
地域一般入院料又は 7 対 1 入院基本料病棟及び 10 対 1 入院基本料病棟以外の病棟	月夜勤時間数が 8 時間未満

- ※ 2 看護職員の平均夜勤時間数は、72 時間以内が原則です。
- ※ 3 暦月で 3 カ月を超えない期間の 1 割以内の変動は、届出の変更を要しません。(要件変動の特例)
- ※ 4 日本看護協会では、「夜勤専従者の勤務負担が過重にならないようにするためには、一人一人の夜勤専従者の夜勤時間数は月で 144 時間が上限」との考えを示しております。これは施設基準ではありませんが、過重な負担とならないよう、ご配慮ください。

⑦月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 ※小数点第2位以下切り捨て ≪看護職員配置加算（A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合に記載≫ （参考）最小必要数以上の看護職員配置数（必要数） ※小数点以下切り上げ	#VALUE! 人(実績値) 人(基準値) $[(A/50) \times 3]$
⑧月平均1日当たり看護補助者配置数 ※小数点第2位以下切り捨て ≪看護補助加算・看護補助体制充実加算（A106 障害者施設等入院基本料の注9・注10）、A207-3 急性期看護補助体制加算、A214 看護補助加算、看護補助体制加算（A304 地域包括医療病棟入院料の注5）、看護補助加算・看護補助体制充実加算（A307 小児入院医療管理料の注9・注10）、看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算（A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注4・注5）を届け出る場合に記載≫ (⑩の実績値-⑩の上限値)を減じた月平均1日当たり看護補助者配置数 （参考）看護補助者配置数（必要数） ※小数点以下切り上げ	#VALUE! 人(実績値) 人(基準値) $[(A/\text{配置区分の数}) \times 3]$
⑨月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 ※小数点第2位以下切り捨て ≪看護補助加算・看護補助体制充実加算（A106 障害者施設等入院基本料の注9・注10）、A207-3 夜間急性期看護補助体制加算、A214 夜間75対1看護補助加算、夜間看護補助体制加算（A304 地域包括医療病棟入院料の注6）、看護補助加算・看護補助体制充実加算（A307 小児入院医療管理料の注9・注10）を届け出る場合に記載≫ （参考）夜間看護補助者配置数（必要数） ※小数点以下切り上げ	#DIV/0! 人(実績値) 人(基準値) $[A/\text{配置区分の数}]$

⑦月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数

人（実績値）⇒入力不要

- ※1 A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注3の看護職員配置加算の要件判定に使用します。
- ※2 勤務実績表の入力が終了すれば⑦の上段に、13対1看護職員配置を超えて配置した看護職員数が自動的に表示されますので、⑦の下段の必要数以上となっているか否かを判断ください。

⑧月平均1日当たり看護補助者配置数 人（実績値）

⇒入力不要

- ※1 看護補助加算・看護補助体制充実加算（A106 障害者施設等入院基本料の注9・注10）、A207-3 急性期看護補助体制加算、A214 看護補助加算、看護補助体制加算（A304 地域包括医療病棟入院料の注5）、看護補助加算・看護補助体制充実加算、（A307 小児入院医療管理料の注9・注10）、看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算（A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注4・注5）の要件判定に使用します。
- ※2 必要数（下段）は、届出区分と1日平均患者数から自動計算「1日看護配置数 $[(A/\text{届出区分の数}) \times 3]$ 」されます。
- ※3 勤務実績表（後述）を入力すれば、上段の実績値が自動的に表示されます。

ただし、⑩の「月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助配置数」が上限 $[(A/200) \times 3]$ を超えた場合は、⑧の「月平均1日当たり看護補助者配置数」の基準値のすぐ上の行の網が外れて「⑩の実績値が⑩の上限値を超えています」と表示されます。なお、配置数の上限 $[(A/200) \times 3]$ を超える「主として事務的業務を行う看護補助者」は、勤務実績表に入力しない扱いです。

「⑧月平均1日当たりの看護補助者配置数」の実績値については、上限（基準値）を超えた数を減じて表示し、上限（基準値）を超えた数を計算から除外していますが、これは参考のために表示しているものです。

「⑩の実績値が⑩の上限値を超えています」との表示が出る場合は、この表示が出なくなるまで、勤務実績表から「主として事務的業務を行う看護補助者」を削除して

ください。

※4 実績値が基準値（下段）以上であれば、要件を満たします。

下記の場合は、要件変更の特例として変更届出を要しません。

- ・医療法の許可病床 100 床未満病院→暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の変動
- ・医療法の許可病床 100 床以上病院→暦月で1カ月を超えない期間の1割以内の変動

※5 右欄の「月延べ勤務時間数」（実績値）と、「1 日夜間看護配置数」を満たす「月延べ夜勤時間数」（基準値）は、参考データ（入力不要）です。

⑨月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 人（実績値） ⇒ 入力不要

※1 看護補助加算・看護補助体制充実加算（A106 障害者施設等入院基本料の注9・注10）、A207-3 夜間急性期看護補助体制加算、A214 夜間75対1看護補助加算、夜間看護補助体制加算（A304 地域包括医療病棟入院料の注6）、看護補助加算・看護補助体制充実加算（A307 小児入院医療管理料の注9・注10）の要件判定に使用します。

※2 必要数（下段）は、届出区分と1日平均患者数と夜勤帯における看護補助配置数から自動計算、 $[A / \text{届出区分の数}]$ されます。

※3 実績値（上段）は、 $[\text{看護補助者（みなし看護補助者を除く）の月延べ夜勤時間数} / (\text{日数} \times 16)]$ で自動計算され、基準値を上回っていれば要件を満たします。

下記の場合は、要件変更の特例として変更届出を要しません。

- ・医療法の許可病床 100 床未満病院→暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の変動
- ・医療法の許可病床 100 床以上病院→暦月で1カ月を超えない期間の1割以内の変動

⑩月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数		0.00 人(実績値) $[F / (\text{日数} \times 8)]$
※小数点第3位以下切り捨て		
(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限)		0.00 人(基準値) $[(A / 200) \times 3]$
※小数点第3位以下切り捨て		
⑪月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数		
※小数点第2位以下切り捨て		#DIV/0! 人(実績値)
※A315 精神科地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合に記載※		
(参考) 1日看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数(必要数)		人(基準値) $[(A / 13) \times 3]$
※小数点以下切り上げ		
年 月	※今月の稼働日数	日

⑩月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助配置数 人（実績値） ⇒ 入力不要

※1 上段の実績値は、実際に病院で勤務する事務的業務を行う看護補助者数が自動計算されます。また、下段の基準値（上限）は $[(A / 200) \times 3]$ で自動計算されます。

※2 下段の基準値（上限）を超える看護補助者については、勤務実績表に入力しないでください。

※3 看護補助者配置を要件とする点数の届出がない場合は、⑩は無視してください。

⑪月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 人（実績値） ⇒ 入力不要

※1 A315 精神科地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合の要件判定に使用します。

※2 上段の実績値は、実際に当該病棟で勤務する看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数が自動計算されます。また、下段の基準値（上限）は $\left[(A / 13) \times 3 \right]$ で自動計算されます。基準値を上回っていれば要件を満たします。

※3 下記の場合は、要件変更の特例として変更届出を要しません。

- ・医療法の許可病床 100 床未満病院→暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の変動
- ・医療法の許可病床 100 床以上病院→暦月で1カ月を超えない期間の1割以内の変動

※4 当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師の数は1以上である必要があります。

年月

⇒作成した勤務実績表の該当年月を入力してください

今月の稼働日数

⇒当該月の稼働日数を入力してください

※ 暦月1カ月の日数を記入してください。ただし、月平均夜勤時間数の算出期間を4週間とする場合は、28日と記載してください。

4. 勤務実績表

看護師及び准看護師は【看護職員表】に記載し、看護補助者は【看護補助者表】に記載し、勤務時間数等は別々に集計します。

みなし看護補助者とする看護職員を分けて除外し、看護補助者の勤務実績表に計上することはできませんのでご注意ください。

なお、A315 精神科地域包括ケア病棟入院料に限って、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師の配置を計上するため【その他職員表】も使用します。

○ 勤務実績表への計上について

- ① 配置数の計上にあたっては交代制（2交代、3交代）に関わらず、1日3勤務帯、1勤務帯あたり8時間を標準として算出します。
- ② 病棟勤務中の休憩時間は、勤務時間として計上します。残業時間は、勤務時間として計上しません。
- ③ 研修や会議については、次のようになります。
 - ・病棟での勤務 時間として計上できるもの＝病棟業務や看護業務に直接かかわるもの（基本診療料の施設基準等の第四中、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制及び身体的拘束最小化の基準）を満たすための「院内感染防止対策に係る委員会」、「医療安全管理のための体制に係る委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修・院内研修」、「褥瘡対策委員会」、「身体的拘束最小化チームに係る業務及び身体的拘束の最小化に関する職員研修」を含む）
 - ※A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準に係る専従の褥瘡管理者が病棟で行った褥瘡対策等は、病棟での勤務時間に計上できない。
 - ・病棟での勤務時間として計上できないもの＝病棟業務や看護業務に直接かかわらないもの（「院外研修」、「学会等への出張」、「管理会議・経営会議」、「臨床実習指導者会議」、「給食（栄養）委員会など」）
- ④ 看護部長・看護師長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者、当該保険医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等に勤務しており病棟での業務を兼務しない看護要員については、病棟勤務看護職員の数に含めず、その勤務時間は計上しません。
- ⑤ 上記①～④を前提として、日付別の勤務時間数欄に下記を記載します。「病棟日勤」欄、「病棟夜勤」欄、「総夜勤」欄とも、②に記載したように、勤務時間には休憩時間を含め、残業時間は含めません。
 - ・上段（病棟日勤欄）：日勤時間帯に病棟で勤務した時間のみを記載します（日勤時間帯に病棟外で勤務する時間は記載しません）
 - ・中段（病棟夜勤欄）：夜勤時間帯に病棟で勤務した時間のみを記載します。
 - ・下段（総夜勤欄）：夜勤時間帯に働いた全ての時間（病棟夜勤＋病棟外夜勤）を記載します。（夜勤時間帯に出席した研修や会議の時間も含めます。）
- ⑥ A301 特定集中治療室管理料の注6に掲げる重症患者対応強化加算の配置要件である「集中治療に関する3年以上の経験及び研修を修了した看護師2名以上」については、当該治療室の施設基準に係る看護職員配置に含めることはできません。他の治療室や病棟で勤務した場合にも当該病棟等の看護師の勤務時間に含めることはできません。

4-1 「看護職員表」の入力の手順

4. 勤務実績表															
《看護職員表》															
種別	番号	病棟名	氏 名	雇用・勤務形態	看護補助者の業務	夜勤の有無		夜勤従事者数への計上		日付別の勤務時間数					
						有	無			1日	2日	3日	4日	5日	6日
	1			常勤	夜勤常勤	色部有重洋	有	無	夜勤従事者	病棟日勤					
				常勤	夜勤常勤	色部有重洋	有	無	夜勤従事者	病棟夜勤					
				常勤	夜勤常勤	色部有重洋	有	無	夜勤従事者	総夜勤					
				常勤	夜勤常勤	色部有重洋	有	無	夜勤従事者	病棟日勤					

月延べ勤務時間数	内訳①月平均夜勤時間数②の計算に含まない者の夜勤時間数	看護員月勤務時間数	
		看護員①	看護員②
0.00		0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00
0.00		0.00	0.00
0.00		0.00	0.00

(1) 「種別」欄

⇒プルダウンメニューより、「看護師」「准看護師」を選択してください

※1 該当欄をクリックすると、右に▼ボタンが表示されます。これをクリックすると、

「看護師」、「准看護師」が表示されますので、該当するものをクリックして選択してください。誤った場合は、再度▼ボタンに戻って変更してください。

※2 保健師・助産師の場合は、「看護師」を選択してください。

(2)「病棟名」欄

⇒病棟名を記入してください

(3)「氏名」欄

⇒看護職員の氏名をフルネームで記入してください

(4)「雇用・勤務形態」欄

該当するものに「1」を入力してください

- ※1 「常勤」「短時間」「非常勤」の該当欄に「1」を入力します。
- ※2 短時間勤務制度を導入している医療機関の短時間正職員の場合は、「短時間」に「1」を入力します。
- ※3 日勤帯・夜勤帯の区別なく、他部署（外来含む）との兼務者、「専任」の要件に係る業務に従事する者は、合わせて「他部署兼務」の欄に、「1」を入力します。
- ※4 セルが警告色（赤）となった場合は、正しく入力されていないので、ご確認ください。「常勤」「短時間」「非常勤」はいずれか一つのみ「1」を入力下さい。
- ※5 「0」と表示されているセルに入力ください。下段には入力しないでください。

(5)「夜勤の有無」欄

⇒有・無は入力不要。夜勤専従者は、夜専に「1」を入力してください

- ※1 上記(29)「雇用・勤務形態」欄で「常勤」又は「非常勤」欄に「1」を入力した場合であって、下記に該当する場合は「夜勤の有無」欄が自動的に表示されます。

急性期一般入院料又は7対1・10対1病棟	・夜勤時間数が16時間以上 →有「1」、無「0」 ・夜勤時間数が16時間未満 →有「0」、無「1」 ・「短時間」に「1」を入力した場合で、夜勤時間数が12時間以上 →有「1」、無「0」 ・「短時間」に「1」を入力した場合で、夜勤時間数が12時間未満 →有「0」、無「1」
地域一般入院料又は7対1・10対1以外の病棟	・夜勤時間数が8時間以上（短時間に1を入力した場合を含む） →有「1」、無「0」 ・夜勤時間数が8時間未満（短時間に1を入力した場合を含む） →有「0」、無「1」

- ※2 夜勤専従者（専ら夜勤に従事する者）は、「夜専」に「1」を入力してください。この場合は夜勤時間の計算には入りません。なお、「0」と表示されているセルに入力ください。下段には入力しないでください。
 - ア 専ら夜勤時間帯に従事する者は、「夜勤専従者」となります。
 - イ 夜勤専従者が、日勤の看護職員の急病時などの緊急やむを得ない場合に日勤を行った場合、夜勤専従者とみなしてかまいません。ただし、日勤を行うことが認められるのは、月1回です。
- ※3 これにより、「夜勤従事者数」が計算され、「夜勤従事者数(夜勤ありの職員数[B])」欄に結果が自動的に表示されます。

(注意) Excel での便宜上、「夜勤従事者数」は、小数第2位（第3位四捨五入）の表示となっております。稀に「夜勤従事者数への計上」欄の表示上の数

値の合計と「小計」「夜勤従事者数（夜勤ありの職員数）〔B〕」の値に誤差が生じる場合がありますが、見かけ上の誤差ですので、問題ございません。

（６）「夜勤従事者数への計上」欄

⇒入力不要

※ 上記（５）「夜勤の有無」欄などから自動的に表示されます。

（７）「日付別の勤務時間数」欄

⇒上段に「病棟日勤」、中段に「病棟夜勤」、下段に「総夜勤」の勤務時間数を入力します

⇒入力にあたっては、勤務変更が様式 9 に反映できるよう、必ず勤務実績表と突合して確認して下さい。

※ 1 「病棟日勤」、「病棟夜勤」、「総夜勤」欄の記載

「病棟日勤」欄	日勤帯に当該病棟で勤務した時間を記入して下さい。 ※日勤帯とは、⑤に記載した時間帯（病院で定めた、午後 10 時から翌日の午前 5 時を含む連続した 16 時間）を除く時間帯です。
「病棟夜勤」欄	夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を記入してください。 ※夜勤帯とは、病院で定めた夜勤時間帯（病院で定めた、午後 10 時から翌日の午前 5 時を含む連続した 16 時間）です。
「総夜勤」欄	ア 夜勤帯の勤務が当該病棟（同一種類の様式 9 Excel 表で管理する他の病棟を含む。以下同じ）だけの場合は、「病棟夜勤」欄に入力した時間を「総夜勤」欄にも記入してください。 イ 当該月において病棟勤務を行った職員が、夜勤時間帯に当該病棟以外で勤務した場合は、「総夜勤」欄に記入してください。 ウ 同日において、当該病棟での夜勤と当該病棟以外での夜勤の両方を行った場合は、両方の夜勤時間の合計を「総夜勤」欄に記入してください。

※ 2 勤務時間に分単位がある場合は 100 分率で記入ください。例えば 8 時間 15 分は 8.25 と入力します（又は、該当する日のセルに「=8+15/60」と入力すれば、自動計算され 8.25 と表示されます）。8 時間 10 分など、割り切れない数値の場合、「=8+10/60」で入力すると、セル上「8.17」で表示されますが、集計は実数（8.1666…）で計算されます。8 時間の場合は、そのまま「8」と入力してください。

※ 3 日付（0 時）をまたぐ勤務は、勤務時間数を分割して、各当該日付に入力してください。

（例）夜勤時間帯 16 時～翌 8 時で、実際に勤務したのが 16 時～翌 8 時の場合
16～0 時「8.00」時間、翌日 0～8 時「8.00」時間を、それぞれ夜勤時間数として入力します。

※ 4 勤務時間数は、所定の休憩時間、夜勤中の仮眠時間や食事時間も含みます。ただし、所定の勤務時間数を超過して行われた時間外勤務は、含みません。

※ 5 病棟外で行われる会議・研修等に出席するため病棟での看護を行わない時間数については、病棟勤務時間数として含める事は出来ません。ただし、入院基本料等の施設基準の「院内感染防止対策の基準」、及び「医療安全管理体制の基準」、「褥瘡対策の基準」及び「身体的拘束最小化の基準」を満たすために必要な院

内感染防止対策委員会、安全管理のための委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修、褥瘡対策に係る委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修並びに身体的拘束最小化チームに係る業務及び身体的拘束の最小化に関する職員研修へ参加する時間中に限り、病棟の勤務時間数に含むことが可能です。

※6 月の途中で病棟勤務から外来勤務に移った場合の取り扱いは、常勤に「1」を入力し、かつ、他部署兼務に「1」を入力してください。

※7 勤務の引き継ぎのための申し送り時間については、下記のいずれかの方法を病院が選択することができます。ただし、同一入院基本料単位かつ月単位での選択となります。

ア. 申し送りをする側もされる側も勤務時間数に含める。

イ. 申し送りをする側（送る側）の勤務時間数を除外（エクセル表に入力しない）し、申し送りをされる（受ける）側の勤務時間数は含める。

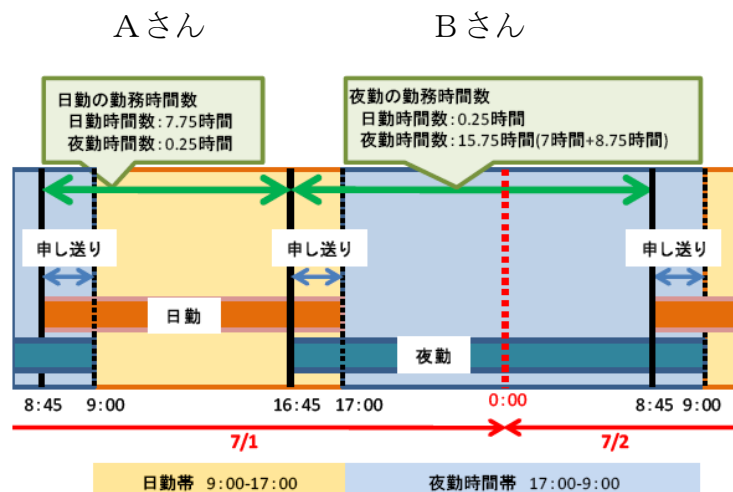
ただし、勤務時間数の計上は勤務実態に応じて行われる為、一部職員間での申し送りの際に、看護提供している看護職員は勤務時間数として含めることも可能です。

申し送りを行う時間を勤務時間から除く場合の具体例

(例)

夜勤時間帯 17:00-9:00
(→日勤帯 9:00-17:00)

就業規則に定める勤務時間(2交代)
日勤 8:45-17:00
夜勤 16:45-9:00
(申し送り 8:45-9:00, 16:45-17:00)
の場合



●日勤の勤務時間数・・・

日勤時間数 7.75 時間(7/1)、夜勤時間数 0.25 時間(7/1)

●夜勤の勤務時間数・・・

日勤時間数 0.25 時間(7/1)、夜勤時間数 15.75 時間(7 時間(7/1)+8.75 時間(7/2))

●Aさん（日勤） 7/1（8：45-17：00）勤務

※ 申し送りを受ける 8：45-9：00 は勤務時間であり、病院で定めた夜勤帯勤務

※ 申し送りを行う 16：45-17：00 は、勤務時間から除く

→様式 9 への反映：7/1 夜勤 0.25 時間（8：45-9：00） 日勤 7.75 時間（9：00-16：45）

●Bさん（夜勤） 7/1（16：45-24：00） 7/2（0：00-9：00）勤務

※ 申し送りをうける 7/1 の 16：45-17：00 は勤務時間であり、病院で定めた日勤帯勤務

※ 7/1 の 17：00-24：00 は、夜勤帯勤務

※ 7/2 の 0：00-8：45 は、夜勤帯勤務 申し送りを行う 8：45-9：00 は勤務時間から除く

→様式 9 への反映：7/1 日勤 0.25 時間（16：45-17：00） 夜勤 7：00 時間（17：00-24：00）

(8) 右端の「月延べ勤務時間数」

⇒入力不要

※ 病棟日勤、病棟夜勤、総夜勤別に、月勤務時間数が自動的に表示されます。

(9) 右端の「再掲）月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」

⇒入力不要

※ 病棟夜勤に計上されない「夜勤専従者」及び「急性期一般入院基本料と 7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料（特定機能病院、専門病院）では月の夜勤時間数が 16 時間未満の者（短時間正職員の場合は 12 時間未満の者）、その他の入院基本料においては 8 時間未満の者」の夜勤時間数が自動的に表示されます。

(10) 「職種別月勤務時間数」欄

⇒入力不要

※ 1 職種別の月勤務時間数が自動的に表示されます。

※ 2 上記（4）「雇用・勤務形態」欄において「短時間」「非常勤」「他部署兼務」のいずれかの欄に「1」が入力されている職員は、病棟での勤務時間数に応じ、常勤職員の所定労働時間との比例計算にて常勤換算されます。

4-2 「看護補助者表」の入力の手順

《看護補助者表》														
番号	病棟名	氏 名	雇用・勤務形態	看護補助者の業務	夜勤の有無	夜勤従事者への計上	日付別の勤務時間数					30日 曜	31日 曜	再掲）月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数
							1日 曜	2日 曜	3日 曜	4日 曜	5日 曜			
1			常勤	短時間	非常勤	他部署兼務	専任時勤務	有	無	夜勤	夜勤従事者	病棟日勤		0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	病棟夜勤			0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	総夜勤			0.00
2			常勤	短時間	非常勤	他部署兼務	専任時勤務	有	無	夜勤	夜勤従事者	病棟日勤		0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	病棟夜勤			0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	総夜勤			0.00
3			常勤	短時間	非常勤	他部署兼務	専任時勤務	有	無	夜勤	夜勤従事者	病棟日勤		0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	病棟夜勤			0.00
			0	0	0	0	0	0	0	0.00	総夜勤			0.00

(1) 看護補助者の配置を評価する点数)

○入院基本料

A101 療養病棟入院基本料

A106 障害者施設等入院基本料の注 9（看護補助加算）・注 10（看護補助体制充実加算）

○入院基本料等加算

A207-3 急性期看護補助体制加算（急性期一般入院料）

A214 看護補助加算（地域一般入院料及び 13 対 1 以下の入院基本料、特定一般病棟入院料）

○特定入院料

A304 地域包括医療病棟入院料（看護補助体制加算、夜間看護補助体制加算）

A306 特殊疾患入院医療管理料（看護職員と看護補助者の合計数）

A307 小児入院医療管理料（看護補助加算、看護補助体制充実加算）

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（看護補助者 30 対 1 以上）

A308-3 地域包括ケア病棟入院料（看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算）

A309 特殊疾患病棟入院料（看護職員と看護補助者の合計数）

- A311-2 精神科急性期治療病棟入院料（看護補助者 30 対 1 以上）
A312 精神療養病棟入院料（看護職員と看護補助者の合計数）
A314 認知症治療病棟入院料（看護補助者 25 対 1 以上）
A318 地域移行機能強化病棟入院料（看護職員と看護補助者の合計数）

（２）「看護補助者の業務」以外の欄

- ※ 1 看護職員表の入力の手順に準じてください。
※ 2 看護補助者表には、みなし看護補助者（看護職員の配置要件を満たした上で、超過している看護職員を看護補助者として見なす場合）を記載しないでください。みなし看護補助が認められている場合は、必要配置数を超える看護職員数を自動的に看護補助者としてカウントします。

（３）「看護補助者の業務」欄

⇒主として事務的業務を行う看護補助者について「1」を入力してください

- ※ 1 「主として事務的業務を行う看護補助者」とは、「総勤務時間数のうち事務的業務が 5 割以上を占める看護補助者」を言います。この場合の事務的業務とは、「看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等」であり、A207-2 医師事務作業補助体制加算で評価している職員は主として事務的業務を行う看護補助者にはなりません。なお、日付別の勤務時間数欄には、当該病棟において事務的業務以外の業務を行った時間数も含めて、当該看護補助者の勤務時間数を記入してください。
※ 2 配置数の上限 $[(A/200) \times 3]$ を超える主として事務的業務を行う看護補助者は様式 9 に入力しないでください。
※ 3 総勤務時間数のうち事務的業務が 5 割未満の場合は、「1」を入力せず、通常の看護補助者として記載してください。

4-3 「その他職員表」の入力の手順（A315 精神科地域包括ケア病棟入院料に限る）

《その他職員表》

番号	病棟名	氏 名	雇用・勤務形態	有資格補助者の業務	夜勤の有無		夜勤従事者数への計上		日付別の勤務時間数						
									1日	2日	3日	4日	5日		
1			常勤 短時間 非常勤 他部署兼務		有	無	夜勤	夜勤従事者	常勤日勤						
							0	0	0	0.00	常勤夜勤				
											総夜勤				
2			常勤 短時間 非常勤 他部署兼務		有	無	夜勤	夜勤従事者	常勤日勤						
							0	0	0	0.00	常勤夜勤				
											総夜勤				
3			常勤 短時間 非常勤 他部署兼務		有	無	夜勤	夜勤従事者	常勤日勤						
							0	0	0	0.00	常勤夜勤				
											総夜勤				

				再掲）月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数
30日	31日	曜	曜	月延べ勤務時間数
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00

- （１）その他職員（作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師）の配置を評価する点数
A315 精神科地域包括ケア病棟入院料に限る。

（２）「その他職員表」への計上

- ※ 1 当該病棟に勤務する作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師のみ計上してください。
※ 2 看護職員表の入力の手順に準じてください。

5. 集計欄（その1）

夜勤従事者数(夜勤ありの職員数)〔B〕	0.00	月延べ勤務時間数〔C〕 (上段と中段の計)	0.00	
月延べ夜勤時間数〔D-E〕	0.00	月延べ夜勤時間数〔D〕 (中段の計)	0.00	月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数〔E〕 0.00
(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔F〕			0.00	
1日看護配置数(必要数) 〔(A/配置区分の数)×3〕		月平均1日当たり看護配置数 〔C/(日数×8)〕	#DIV/0!	
主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限) 〔(A/200)×3〕	0.00	月平均1日当たりの主として事務的 業務を行う看護補助配置数〔F/(日数×8)〕	0.00	

注1) 1日看護配置数 ≤ 月平均1日当たり看護配置数
注2) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≥ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数

(1) 「夜勤従事者数（夜勤ありの職員数）〔B〕」

⇒入力不要

※ 看護職員の夜勤従事者数への計上の合計が自動的に表示されます。

(2) 「月延べ勤務時間数（C）（上段と中段の計）」

⇒入力不要

※ 月勤務時間数の、上段と中段の計が自動的に表示されます。

(3) 「月延べ夜勤時間数」〔D-E〕

⇒入力不要

※ 「月延べ夜勤時間数の計」〔D〕から「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」〔E〕を差し引き、その結果が自動的に表示されます。

(4) 「月延べ夜勤時間数（D）（中段の計）」

⇒入力不要

※ 病棟夜勤時間数が自動計算されます。

(5) 「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数〔E〕」

⇒入力不要

※ 「夜勤専従者及び月の夜勤時間数が急性期一般入院料又は7対1及び10対1入院基本料においては16時間未満の者(短時間正職員の場合は12時間より短い者)、その他の入院基本料においては8時間未満の者」の夜勤時間数を再掲し、〔E〕欄に自動的に表示されます。

(6) 「(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔F〕」

⇒入力不要

※ 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数が再掲されます。

(7) 「1日看護配置数（必要数）」

⇒入力不要

※ 〔(A/届出区分の数)×3〕により1日看護配置数(必要数=基準値)が自動計算されます。

(8) 「月平均1日当たり看護配置数」

⇒入力不要

※ 〔C/(日数×8)×3〕により月平均1日当たり看護配置数の実績数が自動計算されます。

(9)「主として事務的業務を行う看護補助者配置数（上限）」⇒入力不要

※ $[(A/200) \times 3]$ により、主として事務的業務を行う看護補助者配置数の上限が自動計算されます。

(10)「月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助配置数」⇒入力不要

※ 看護補助者表の看護補助者の業務欄において、「事務的業務」に「1」を記載した看護補助者の月延べ勤務時間数が $[F / (\text{日数} \times 3)]$ により自動計算されます。

6. 勤務体制及び申し送り時間欄

5. 勤務体制及び申し送り時間						
勤務体制						
3交代制	日勤	(: ~ :)	準夜勤	(: ~ :)	深夜勤	(: ~ :)
2交代制	日勤	(: ~ :)	夜勤	(: ~ :)		
その他	日勤	(: ~ :)		(: ~ :)		(: ~ :)
申し送り時間						
3交代制	日勤	(: ~ :)	準夜勤	(: ~ :)	深夜勤	(: ~ :)
2交代制	日勤	(: ~ :)	夜勤	(: ~ :)		
その他	日勤	(: ~ :)		(: ~ :)		(: ~ :)

※ 勤務体制及び申し送り時間を記入してください。

7. 集計欄（その2）

【急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法】			
看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計〔G〕		0.00	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔H〕	$(C) - (1 \text{日看護配置数} \times 8 \times \text{日数})$	#VALUE!	
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数の計〔I〕	看護補助者（みなしを除く）のみの〔D〕	0.00	
1日看護補助配置数（必要数）〔J〕	$(A / \text{配置区分の数} (25)) \times 3$		（基準値）
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者含む）	$[(G+H) / (\text{日数} \times 8)]$	#VALUE!	（実績値）
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者除く）〔K〕	$[G / (\text{日数} \times 8)]$	#DIV/0!	
夜間看護補助配置数（必要数）	$[A / \text{配置区分の数}]$		（基準値）
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	$[I / (\text{日数} \times 16)]$	#DIV/0!	（実績値）
看護補助者（みなし看護補助者を含む）の最小必要数に対する看護補助者（みなし看護補助者を除く）の割合（%）	$[(K/J) \times 100]$		（実績値）

(1)「看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計」〔G〕欄⇒入力不要

※ 「看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計」〔G〕が自動的に表示されます。

(2)「みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計」〔H〕欄⇒入力不要

※ 看護職員の「月延べ勤務時間数」〔C〕と基準値（1日看護配置数×8×日数）の差が「みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計」〔H〕として自動的に表示されます。

（みなし看護補助者の取り扱い）

- ① 看護補助者の数を算出するに当たっては、看護職員を看護補助者とみなすことが可能です。入院基本料等の施設基準に定める必要な数を超えて配置している看護職員を看護補助者とみなす（以下「みなし看護補助者」という。）場合には、看護職員の勤務実績に基づいて、実際に勤務した看護職員の総勤務時間数から、当該届出区分において勤務することが必要となる看護職員数の総勤務時間数を差し引いた数を、看護補助者の勤務時間数として算入します。

みなし看護補助者の勤務時間数

＝「看護職員の延べ勤務時間数(実績値)」－「1 日看護配置数×8 時間×日数(基準値)」

ただし、下記については、みなし看護補助者の計上はできません。

○A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注 4「看護補助者配置加算」、注 5「看護補助体制充実加算」

○A106 障害者施設等入院基本料の注 9「看護補助加算」、注 10「看護補助体制充実加算」における夜勤を行う看護補助者

○A207-3 急性期看護補助体制加算の注 5「25 対 1 急性期看護補助体制加算」の比率及び「夜間急性期看護補助体制加算」

○A214 看護補助加算の注 2「夜間 75 対 1 看護補助加算」

○A304 地域包括医療病棟入院料の注 5「看護補助体制加算」の「25 対 1 急性期看護補助体制加算」の比率及び注 6 の「夜間急性期看護補助体制加算」

○A307 小児入院医療管理料の注 9「看護補助加算」及び注 10「看護補助体制充実加算」における夜勤を行う看護補助者

② 下記の点数は、「看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目」において、「みなし看護補助者を除く看護補助者の割合が 5 割以上」が選択項目となっています。

○ A106 障害者施設等入院基本料の注 11「夜間看護体制加算」(10 項目中 4 項目)

○ A207-3 急性期看護補助体制加算の注 3「夜間看護体制加算」(9 項目中 3 項目)

○ A207-4 看護職員夜間配置加算の「看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1」及び看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1」(10 項目中 4 項目)

○ A214 看護補助加算の注 3「夜間看護体制加算」(10 項目中 4 項目)

○ A304 地域包括医療病棟入院料の注 7「夜間看護体制加算」(9 項目中 3 項目)、注 9「看護職員夜間配置加算」(9 項目中 4 項目)

(3)「看護補助者のみの月延べ夜勤時間数の計」〔I〕欄

⇒入力不要

※ 「看護補助者のみの月延べ夜勤時間数の計」〔I〕が自動的に表示されます。

(4)「1 日看護補助配置数〔J〕欄

⇒入力不要

※ 1 日看護補助配置数〔J〕〔(A／届出区分の数)×3〕の基準値が自動的に表示されます。

(5)「月平均 1 日当たり看護補助者配置数(みなし補助者含む)」欄

⇒入力不要

※ 「月平均 1 日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者含む)」〔(G+H)／(日数×8(時間))〕が自動的に表示されます。

(6)「月平均 1 日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者除く)〔K〕欄

⇒入力不要

※ 「月平均 1 日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者除く)」〔G／(日数×8)〕が自動的に表示されます。

(7)「夜間看護補助配置数(必要数)」欄

⇒入力不要

※ 「夜間看護補助配置数(必要数)」〔A／届出区分の数〕の基準値が自動的に表示されま

す。

(8) 「月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」欄

⇒入力不要

※ 「月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」 $[I / (\text{日数} \times 16)]$ が自動的に表示されます。

(9) 「看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合%」欄

⇒入力不要

※ 「看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合%」 $[(K / J) \times 100]$ が自動的に表示されます。

8. 集計欄(その3)

〔看護職員配置加算(地域包括ケア病棟入院料の注3)を届け出る場合の看護職員数の算出方法〕

1日看護職員配置数(必要数)〔L〕	$[(A / 13) \times 3]$		(基準値)
月平均1日当たり看護職員配置数	$[C / (\text{日数} \times 8 (\text{時間}))]$	#DIV/0!	(実績値)
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数	$[\{C - (L \times \text{日数} \times 8 (\text{時間}))\} / (\text{日数} \times 8 (\text{時間}))]$	#VALUE!	(実績値)

(1) 「1日看護職員配置数(必要数)〔L〕」欄

※ 「1日看護職員配置数(必要数)〔L〕」 $[(A / 13) \times 3]$ が自動的に表示されます。

(2) 「月平均1日当たり看護職員配置数」

※ 「月平均1日当たり看護職員配置数」 $[C / (\text{日数} \times 8 (\text{時間}))]$ が自動的に表示されます。

(3) 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置

※ 「月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置」 $[\{C - (L \times \text{日数} \times 8 (\text{時間}))\} / (\text{日数} \times 8 (\text{時間}))]$ が自動的に表示されます。